

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
12月18日
(金曜日)

目次

告示	一
救急病院でなくなった医療機関(地域医療推進室)	一
救急病院の認定(地域医療推進室)	一
解除予定保安林(柳井市)(森林整備課)	一
保安林の指定(森林整備課)	二
道路の位置の変更の承認(建築指導課)	二
公告	二
国土調査の成果の認証(地域政策課)	二
換地計画書の縦覧(農村整備課)	三
基本測量の実施(監理課)	三
下関都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	三
選管告示	三
直接請求に必要な有権者の数	三
公安委告示	三
技能検定員審査の実施	四
教習指導員審査の実施	七
監査公表	七
監査公表	一〇



山口県告示第四百六十九号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第

一項に規定する病院でなくなった。

平成二十一年十二月十八日

名称	独立行政法人国立病院機構山陽病院	所在地	宇部市大字東岐波六八五
名称		所在地	山口県知事 二井 関成

山口県告示第四百七十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十一年十二月十八日

名称	独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター	所在地	宇部市大字東岐波六八五
名称		所在地	山口県知事 二井 関成
名称		所在地	認定が効力を有する期限 平成二三、九、三〇

山口県告示第四百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十一年十二月十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所
柳井市阿月字赤木二五の二六
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十一年十二月十八日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

美祢市美東町絵堂字銭屋奥八六七の二五から八六七の三一まで、八六七の三六から八六七の三八まで、八六七の四〇、八六七の四六から八六七の五一まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

美祢市秋芳町青景字日嶺浴四九二、四九四の一、四九五の一、四九五の二、四九六の一、四九六の二、四九七、四九九、字広畑二二九六の一、二二九六の三、二二九七
阿武郡阿武町大字宇田字焼ヶ埜後口九六の一、字清水川九六の五、字舟原九六の一

〇（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市秋芳町青景字日嶺浴四九二・四九四の一・四九五の一・四九七・四九

九・字広畑二二九七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに係る市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百七十三号

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）第十九条の規定に基づき、道路の位置の指定に関する告示（昭和五十七年山口県告示第九百七十号）により指定した建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の変更を次のとおり承認した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字鴨庄字古川七三八の七、七三九の三、七四一の一、七三八の七地先、七三九の三、七四一の一、七三八の七地先並びに字関田六八四の四及び六八四の四地先	四・〇～五・〇	九二・九	三八四・〇二



(三八一) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十一年十二月十八日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
萩市	平成十九年五月十一日から平成二十年十二月二十二日まで	萩市地籍図	三見及び大字椿東の各一部
美祢市	平成十九年五月十一日から平成二十一年三月二十三日まで	美祢市地籍図	美東町赤及び美東町大田の各一部
周南市	平成十九年五月二十四日から平成二十一年二月二十三日まで	周南市地籍図	大字鹿野下の一部

二 認証年月日

平成二十一年十二月十八日

(三八二) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、美祢市祖母ヶ河内地区の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年十二月十八日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

美祢市祖母ヶ河内地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年十二月二十一日から平成二十二年一月十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三八三) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十一年十二月十八日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(精密地形調査)

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、玖珂郡和木町並びに熊毛郡田布施町及び平生町

三 作業の期間

平成二十一年十二月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(三八四) 下関都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による下関都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年十二月十八日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画地区計画内日地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第百一十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超え

る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十一年十二月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四 二九六
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二六九、一一九
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	大島郡選挙区 三五五 熊毛郡選挙区 三三六 下関市選挙区 五二五 宇部市選挙区 五二五 山口市選挙区 四七八 萩市阿武郡選挙区 三〇八 防府市選挙区 二〇四 下松市選挙区 二〇七 岩国市坎珂郡選挙区 一一七 光市選挙区 一四一 長門市選挙区 一八三 柳井市選挙区 二八五 美祢市選挙区 一八五 周南市選挙区 一八五 山陽小野田市選挙区 〇七九
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二六九、一一九
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二六九、一一九
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項	二六九、一一九

山口県公安委員会告示第六十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に行う審査を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月十八日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十二年一月十八日（月曜日）及び同月十九日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 平成二十二年一月四日（月曜日）から同月八日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
 - 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
 - 二万四千七百元（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

れる者であるときは、それぞれ二万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額(に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千五百円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千二百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年一月十九日(火曜日)及び同月二十日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年一月四日(月曜日)から同月八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

ついでに審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十二年一月二十一日(木曜日)及び同月二十二日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年一月四日(月曜日)から同月八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に

相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十二年一月二十二日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年一月四日(月曜日)から同月八日(金曜日)までの午前八時三十分か

- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

- 七 審査手数料
二万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千六百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千九百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千一百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

- 備考
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千二百五十円を減ずるものとする。
- 八 その他
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第六十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月十八日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十二年一月二十五日(月曜日)及び同月二十六日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十二年一月四日(月曜日)から同月八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料

一万五千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年一月二十六日(火曜日)及び同月二十七日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十二年一月四日(月曜日)から同月八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

- 教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）
- 二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十二年一月二十八日（木曜日）及び同月二十九日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

二 場所

- (一) 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間

四 審査申請書の提出先

- 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者を証する書面

六 運転免許証の提示

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車運転免許証の提示を受けることができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当

する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円

備考

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

- 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）
- 二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十二年一月二十九日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで

二 場所

- (一) 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間



- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であることが、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示するもの。

- 七 審査手数料
一万三千三百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはるること。この収入証紙には、消印をしなければならない。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	一千七百五十円

- 備考
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。
- 八 その他
 - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二一九〇〇）とするもの。

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第4項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成21年12月18日

山口県監査委員
同
同
同
伊藤 博
秋野 哲
田中 忠二
津田 敏樹

監査の結果に関する報告

監査箇所	監査年月日	監査委員名
人事課	平成21年9月8日	秋野 哲 博
給与厚生課	" 16日	伊藤 藤 博
学事文書課	" 8月12日	秋野 哲 敏樹
管財課	" 26日	秋野 哲 敏樹
政策企画課	" 9月4日	伊藤 藤 博
財政課	" 1日	秋野 哲 敏樹
広報広聴課	" 9日	秋野 哲 敏樹
統計分析課	" 8月12日	伊藤 藤 博
秘書課	" 9月4日	秋野 哲 敏樹
地域政策課	" 3日	秋野 哲 敏樹
市町課	" 8月26日	秋野 哲 敏樹
観光交流課	" 9月3日	秋野 哲 敏樹
国際課	" 8月24日	秋野 哲 敏樹
情報企画課	" 26日	秋野 哲 敏樹
県民生活課	" 9月4日	秋野 哲 敏樹

第 2117 号		(振 込)		日 付		日 付	
菅野タム管理事務所	"	"	5月7日	"	"	伊藤博	
山口宇部空港事務所	"	"	8月10日	"	"	石津敏樹	
山口図書館	"	"	"	"	"	"	
山口博物館	"	"	"	"	"	"	
文書館	"	"	"	"	"	"	
やまぐち総合教育支援センター	"	"	6月16日	"	"	"	
高森高等学校	"	"	7月9日	"	"	神田忠二郎	
柳井 "	"	"	5月29日	"	"	"	
柳井商工 "	"	"	"	"	"	"	
田布施農業 "	"	"	"	"	"	"	
光丘 "	"	"	6月8日	"	"	秋野哲範	
下松 "	"	"	"	"	"	"	
華陵 "	"	"	"	"	"	"	
熊毛北 "	"	"	7月9日	"	"	神田忠二郎	
徳山北 "	"	"	6月15日	"	"	"	
鹿野 "	"	"	"	"	"	"	
山口 "	"	"	5月21日	"	"	石津敏樹	
美祢 "	"	"	7月24日	"	"	"	
西市 "	"	"	6月4日	"	"	"	
下関西 "	"	"	"	"	"	伊藤博	
下関南 "	"	"	5月29日	"	"	石津敏樹	
豊北 "	"	"	6月4日	"	"	"	
萩 "	"	"	5月14日	"	"	"	
萩商工 "	"	"	"	"	"	"	
奈古 "	"	"	"	"	"	"	
下関中等教育学校	"	"	6月8日	"	"	伊藤博	
徳山総合支援学校	"	"	"	"	"	神田忠二郎	
山口南 "	"	"	"	"	"	石津敏樹	
下関南 "	"	"	"	"	"	伊藤博	
周南警察署	"	"	"	"	"	神田忠二郎	
防府 "	"	"	"	"	"	石津敏樹	
山口 "	"	"	8月19日	"	"	"	
宇部 "	"	"	"	"	"	神田忠二郎	
山陽小野田 "	"	"	"	"	"	伊藤博	

長門 "	"	7月31日	石津敏樹
下関 "	"	"	伊藤博
企業局 "	"	"	秋野哲範
	"	13日	神田忠二郎
	"		石津敏樹

監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意すべき事項は、次のとおりである。

管財課

物品の購入契約において、当該物品が山口県物品規則（昭和39年山口県規則第57号）第13条第1項に規定する物品に該当するにもかかわらず、物品管理課長に対して購入のために必要な手続を請求していないものがあった。

広報広聴課

物品購入に係る支出において、支出科目を誤っているものがあった。

医務保険課

保健師等修学資金返納金の収入未済があった。

健康増進課

医療施設等施設整備費補助金返納金の収入未済があった。

長寿社会課

- 1 高齢者住宅整備資金貸付金の収入未済があった。
- 2 収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあった。

障害者支援課

障害者住宅整備資金貸付金の収入未済があった。

新産業振興課

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、山口県会計規則（昭和39年山口県規則

第54号。以下「規則」という。)第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。

建築指導課

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。

国体・障害者スポーツ大会局

決裁権者が時間外勤務命令及び休日勤務命令の決裁をしていないものがあつた。

議会事務局

行政財産の使用に伴う光熱水費の調定において、会計年度を誤っているものがあつた。

教育庁教職員課

教育職員免許状授与等手数料について、収入証紙に消印が押されていないものがあつた。

なお、現在は、消印済みである。

教育庁人権教育課

高等学校等進学奨励費の収入未済があつた。

美術館

日々雇用職員の雇用何を行っていないものがあつた。

菽美術館・浦上記念館

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。

男女共同参画相談センター

物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあつた。

周南健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金違約金の収入未済があつた。

宇部健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。

長門健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。

こころの医療センター

委託した業務の内容の変更に係る変更契約を締結していないものがあつた。

菽看護学校

役務費の支払に係る経費の支出何を行っていないものがあつた。

中央児童相談所

1 児童保護費及び情緒障害児短期治療施設運営費の収入未済があつた。

2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年山口県条例第7号)に定めのない契約を長期継続契約としているものがあつた。

周南児童相談所

児童保護費及び情緒障害児短期治療施設運営費の収入未済があつた。

下関児童相談所

児童保護費の収入未済があつた。

育成学校

1 児童自立支援施設運営費の収入未済があつた。

2 契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあつた。

計量検定所

一般需用費の支払に係る経費の支出何を行っていないものがあつた。

下関水産振興局

輸送施設の利用料、各種漁港施設の敷地、岸壁及び泊地の使用料並びに各種漁港施設の敷地及び漁港区域内の水域における水面の占用料の収入未済があつた。

山口図書館

- 1 時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあった。
なお、過度しとなった金額については、返納済みである。
- 2 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

高森高等学校

契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

意見

- 1 内部牽制^{けんせい}の強化について
支出事務において必要な書類を添付していないもの、諸手当の支給に必要な決裁をしていないもの等、事務処理の誤りが依然として見受けられ、事務担当者の確認及び決裁権者の審査が十分に行われていない状況にある。
については、事務担当者は財務処理に係る関係法令を熟知するとともに、決裁権者は法令の規定に沿って十分な審査を行い、財務に関する事務の適正な執行に万全を期されたい。
- 2 備品の適正な管理について
物品会計事務における内部審査の強化について（平成21年1月19日付け平20物品管理第265号山口県会計管理局长通知）により、取得価格が3万円未満の物品であっても業務上保存の必要があるものは備品として管理することが必要であることの徹底が図られたが、事務担当者に対して十分に浸透していない状況にある。
については、備品の出納及び保管について必要な事項を物品管理システムに確実に入力するとともに、当該備品に番号を表示することにより、備品を適正に購入し、管理し、処分することの徹底を図られたい。

平成21年12月18日 金曜日

山口県報

(定期)

第2117号

平成二十一年十二月十八日印刷

発行人

山口県知事